

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年 9月 29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市左京区松ヶ崎橋上町 1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 国立大学法人京都工芸繊維大学 学長 森迫 清貴 電話 075-724 -7965					
主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	平成29～31年度の年平均値を基準値に、温室効果ガス排出量を年平均3%削減する。						
計画を推進するための体制	施設委員会及びエネルギー管理専門部会を中心に実施計画を作成し、ESMS活動の一環として省エネ活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,236.2 トン	6,122.1 トン	6,047.8 トン	5,978.6 トン	15.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,798.2 トン	4,725.7 トン	4,651.4 トン	4,582.2 トン	-3.0 パーセント	
目標の根拠		照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	4.53	5.30	5.23	5.17	15.53 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		設備の適正管理及び設備更新により延床面積当たりの排出量を削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		94.0 パーセント	94.0 パーセント	94.0 パーセント	94.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	照明設備及び空調設備を高効率型に更新及び太陽光発電設備を設置する。					
	(3)年度	照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
	(4)年度	照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	学内駐車場の有料化					
	上記の措置を採用する理由	第一期計画期間から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境科学センター主催の公開講演会「緑の地球と共に生きる」を毎年実施している。						
特記事項	第三計画期間からの超過削減量4,189.2トンのうち、第1年度は1,396.4トン、第2年度は1,396.4トン、第3年度は1,396.4トンを差し引く。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。